

Ⅲ 介護・介助サービス

在宅でサービスを利用したい

佐賀市の在宅生活支援事業

高齢者日常生活用具給付

29

おおむね65歳以上で防火の配慮が必要なひとり暮らしの方に対し、電磁調理器・火災警報器等を給付します。

寝具洗濯乾燥消毒サービス

30

寝具の衛生管理が困難な方に、寝具類の洗濯乾燥消毒サービスを行います。

安否確認事業

31

委託している業者が高齢者のお宅を訪問して安否確認を行います。

軽度生活援助

32

援助員が訪問し、食事の準備や簡単な掃除、日常生活必需品の買い物等の軽易な援助を行うサービスです。

生活支援サービス

33

家事等の方法がわからない方に、生活支援員を派遣したり、自立して生活することが難しい方に、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）で宿泊しながら、指導・援助を行うサービスです。

緊急通報システム

34

急病や発作などの緊急時に、緊急通報システムの非常ボタンを押すと、消防局（119番）へ通報することができるシステムです。

介護用品の支給

35

在宅で介護を受けている方に対して紙おむつ等を支給します。

佐賀市社会福祉協議会の在宅生活支援

36

地域との連携を図り、さまざまな在宅生活を支援する社会福祉協議会のサービスです。金銭管理のお手伝い、福祉サービスの利用手続き、移送サービスなどがあります。

Ⅲ 介護・介助サービス

施設等に入所してサービスを利用したい

有料老人ホーム

37

入浴、排泄もしくは食事の介護、食事の提供、その他日常生活上必要な便宜を提供する施設です。

軽費老人ホーム

38

食事、入浴及びその他の日常生活上必要な便宜を提供することにより、高齢者が安心して生き生きと明るく生活できるようにすることを目指す施設です。

生活支援ハウス

39

高齢者が安心して快適な生活ができるよう日常生活の援助、各種相談及び助言を行うとともに緊急時の対応を行う施設です。

養護老人ホーム

39

家庭環境などの事情によって自宅での生活が困難な方が入所できる施設です。

介護保険について知りたい

介護保険サービスの利用

40~43

「要介護（要支援）認定」を申請し、認定された方は、ケアプランに基づき、介護予防・介護保険サービスを利用できます。
介護保険制度の各サービスの詳細は、佐賀中部広域連合の「介護保険べんり帳」をご覧ください。

社会福祉法人等による利用者負担軽減制度







44

低所得で生計が困難な方が社会福祉法人のサービスを利用する際に、負担額が減免される制度です。

こんなときは、佐賀市の「在宅生活支援事業」

在宅で生活されている方を対象としている6つのサービスを総称して「在宅生活支援事業」と呼びます。

お悩みの例にあてはまる部分はありませんか？

お悩み例	サービス名
 <p>最近、ガスコンロの火を消し忘れて鍋を焦がしてしまいました。 1人暮らしだし、今後火災にならないか不安です…</p>	高齢者日常生活用具給付 29ページへ
 <p>腰痛が悪化し、今まで干せていた布団が干せなくなってしまい困っています。どうすればいいか…</p>	寝具洗濯乾燥消毒サービス 30ページへ
 <p>親が1人暮らしになり、自宅に閉じこもりがちで心配です。毎日様子を見に行けたらいいけどなかなかできなくて困っています。</p>	安否確認事業 31ページへ
 <p>日々の家事がだんだん負担に感じてきました。 週1回ぐらい簡単な手伝いがあれば生活できそうなんですけど…</p>	軽度生活援助 32ページへ
 <p>今まで2人暮らしだったんですが、家事を担っていた者が入院してしまいました。今後の生活を考えて家事を習いたいのですが…</p>	生活支援サービス 33ページへ
 <p>持病があって、もしも体調が悪くなったらと考えると不安です。緊急時に何か対応できるサービスはないでしょうか…</p>	緊急通報システム 34ページへ

上記6つのサービスをご希望される場合は、共通の申請書と、サービスごとの調査票を組み合わせることによって申請することができます。

サービスの内容についてはお気軽にお問い合わせください。

高齢者日常生活用具給付～在宅生活支援事業①～

Q. 最近、ガスコンロの火を消し忘れて鍋を焦がしてしまいました。
1人暮らしだし、今後火災にならないか不安です…

A. 「高齢者日常生活用具給付」の利用を検討してみませんか。

●サービスの内容

防火の配慮が必要な方に対して、電磁調理器、火災警報器、自動消火器を給付します。

●サービスを利用できる方

- ①おおむね65歳以上のひとり暮らし世帯、高齢者のみ世帯、これに準ずる世帯の高齢者
 - ②市県民税非課税世帯の方
- ①および②に該当する方で、認知症等で心身機能の低下により火気の取り扱いに不安がある方

●利用料

無料

※ただし、電磁調理器については必要最低限のものを給付します。(卓上式のもの一口分)

※火災警報器、自動消火器については取り付け工事が必要となります。賃貸住宅の場合は、管理会社へご確認をお願いします。

●問い合わせ先

高齢福祉課（長寿推進係）

お住まいの地区のおたっしゃ本舗



寝具洗濯乾燥消毒サービス～在宅生活支援事業②～

Q. 腰痛が悪化し、今まで干せていた布団が干せなくなってしまい困っています。どうすればいいか…

A. 「寝具洗濯乾燥消毒サービス」の利用を検討してみませんか。

●サービスの内容

掛け布団、敷き布団、毛布又はシーツを年2回、丸洗い・乾燥・消毒します。
※数日間、寝具をお預かりします。

●サービスを利用できる方

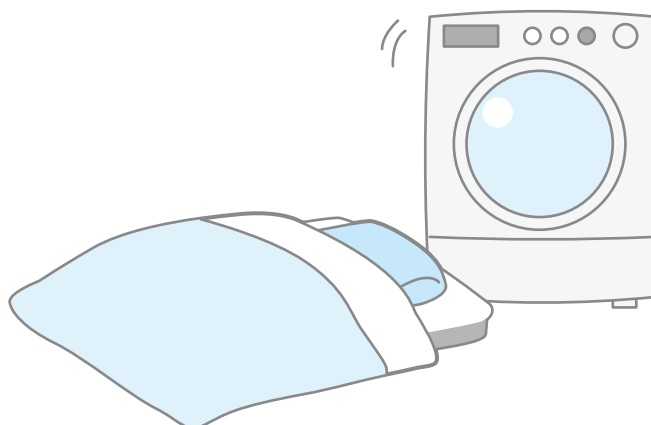
- ①おおむね65歳以上のひとり暮らし世帯、高齢者のみ世帯、これに準ずる世帯の高齢者
 - ②身体障害者手帳1級または2級に該当する方
 - ③市県民税非課税世帯の方
- ①～③に該当する方で、寝具の衛生管理が困難な方

●利用料

無料

●問い合わせ先

高齢福祉課（長寿推進係）
お住まいの地区のおたっしや本舗



安否確認事業～在宅生活支援事業③～

Q. 親が1人暮らしになり、自宅に閉じこもりがちで心配です。毎日様子を見に行けたらいいけどなかなかできなくて困っています。

A. 「安否確認事業」の利用を検討してみませんか。

●サービスの内容

委託している業者が高齢者宅を訪問し、顔を合わせて見守りを行います。応対時のご様子に応じて、ご家族への連絡、救急車を手配し、不在時は安否を確認します。

訪問時にお弁当を配達することもできます。

●利用回数

本人の心身の状態や家庭状況・介護サービスや民間サービス等の状況によって決定します。

●サービスを利用できる方

下記の①および②に該当する方

①おおむね65歳以上のひとり暮らし世帯、高齢者のみ世帯

②外出頻度が少ない等の理由により安否確認が必要な方

●利用料

・訪問（安否確認）のみ：1回120円

・弁当つきの安否確認訪問：弁当の値段から150円を差し引いた金額

●問い合わせ先

高齢福祉課（長寿推進係）

お住まいの地区のおたっしや本舗



軽度生活援助～在宅生活支援事業④～

Q. 日々の家事がだんだん負担に感じてきました。
週1回ぐらい簡単な手伝いがあれば生活できそうなんですけど…

A. 「軽度生活援助」の利用を検討してみませんか。

●サービスの内容

援助員が訪問し、簡単な掃除や日常生活必需品の買い物などの軽易な援助を行います。

※掃除については、日常居住している場所に限りません。

●利用回数、時間

- ・利用回数：週1～2回
- ・利用時間：1回あたり1～2時間

●サービスを利用できる方

- ・おおむね65歳以上のひとり暮らし世帯、高齢者のみ世帯、これに準ずる世帯の高齢者
- ・介護保険の要支援・要介護認定を受けていない虚弱な方

●利用料

30分あたり50円

※利用時間は最低1時間から

●その他

利用回数および時間は、本人の心身の状況等を十分に検討したうえで決定しますが、ご希望の内容に対応できない場合もありますので、ご注意ください。

●問い合わせ先

高齢福祉課（長寿推進係）

お住まいの地区のおたっしや本舗



生活支援サービス～在宅生活支援事業⑤～

Q. 今まで2人暮らしだったんですが、家事を担っていた者が入院してしまいました。今後の生活を考えて家事を習いたいのですが…

A. 「生活支援サービス」の利用を検討してみませんか。

●サービスの内容

・生活支援員派遣

家事の方法がわからない方に、日常生活での自立を目指して、自宅に生活支援員を派遣し指導・支援を行います。

・短期宿泊

社会生活に適応する上で困難があり、自立して生活することが難しい方に、施設で宿泊しながら指導・援助を行います。

●利用期間

・生活支援員派遣：半年間

・短期宿泊：年間60日間を上限。(ただし、利用日数は本人の心身の状況等を十分に検討したうえで決定します。)

●サービスを利用できる方

①おおむね65歳以上の方

②介護保険の要支援・要介護認定を受けていない虚弱な方

③指導を受けて自立する意欲がある方

④専門的な指導及び支援が必要と認められた方

=①～④に該当する方

●利用料

・生活支援員派遣：1時間あたり150円

・短期宿泊：1日あたり1,000円

※ただし食費(2,000円程度)、送迎費、診断書料等は別途負担

●問い合わせ先

高齢福祉課(長寿推進係)

お住まいの地区のおたっしゅ本舗

緊急通報システム～在宅生活支援事業⑥～

Q. 持病があって、もしも体調が悪くなったらと考えると不安です。緊急時に何か対応できるサービスはないでしょうか…

A. 「緊急通報システム」の利用を検討してみませんか。

●サービスの内容

急病や発作などの緊急時に、緊急通報システムの緊急ボタンを押すと、消防局(119番)へ通報することができます。システムの設置費用を市が負担します。

●サービスを利用できる方

①おおむね65歳以上の高齢者世帯または日中独居の世帯で身体病弱な方

②身体障害者手帳1級または2級に該当する方

→①または②に該当する方で、緊急通報システムを設置・利用できる一般の固定電話回線が必要です。

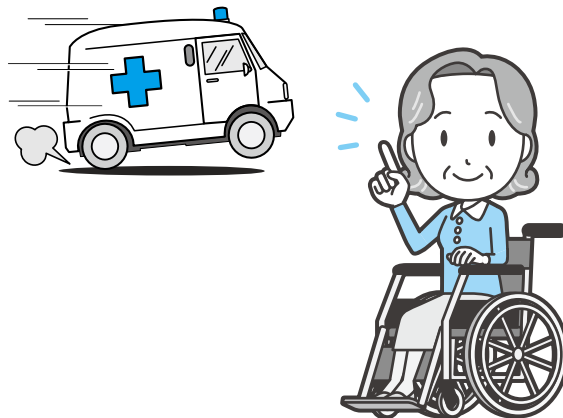
●利用料

緊急通報装置のレンタル料

●問い合わせ先

高齢福祉課(長寿推進係)

地域の民生委員



介護用品の支給

Q. 最近、おじいちゃんが常時おむつを使うようになりましたが、何か補助はありませんか。

A. おおむね65歳以上で要介護3～5の認定をもち、在宅で介護を受けている方に対して紙おむつ等を支給します。

●サービスの内容

紙おむつ（シートタイプ・紙パンツ・テープ付）および尿取りパッドを現物で各家庭に配達します。

※1月あたりの上限額：7,650円

●サービスを利用できる方

おおむね65歳以上で要介護3～5の認定をもち、月の3分の2以上の期間、在宅で介護を受けている方（ショートステイ利用は月9日以内）

※介護を受ける方が市県民税非課税世帯に属している場合に限りです。

※生活保護受給中の方は利用できません。

●利用料

無料

●問い合わせ先

高齢福祉課（長寿推進係）

お住まいの地区のおたっしや本舗



佐賀市社会福祉協議会の在宅生活支援

あんしんサポート（福祉サービス利用援助事業）

Q. 日常生活でのお金の管理に自信がないので、誰かにお願いしたいです。福祉サービスを利用したいけど手続きの仕方がわかりません。

A. 「あんしんサポート」(福祉サービス利用援助事業) があります。

●サービスの内容

- ①福祉サービスの利用援助サービス
- ②日常的な金銭管理サービス
- ③書類等の預かりサービス
- ※③のみの契約はできません

●サービスを利用できる方

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など判断能力が不十分な方。療育手帳や精神障害者保健福祉手帳を持っていなくても、認知症の診断を受けていなくても、不安な方は利用できる場合もあります。ご相談ください。

●利用料

1時間まで1,200円（以後30分毎に600円加算）
※その他の費用（生活支援員が金融機関等へ行く場合の交通費など）も加算されます。

●問い合わせ先

佐賀市社会福祉協議会 地域福祉課 TEL32-6668

移送サービス事業

Q. 歩行が困難なので、バスやタクシーなどの交通機関の利用が難しいです。

A. 利用できる地域は限定されますが、お住まいの地域によっては、佐賀市社会福祉協議会が実施する「移送サービス事業」をご利用できます。

●サービスの内容

通院や公共機関への送迎※利用時には介助者の同乗が必要です。

●サービスを利用できる方

<対象地区>佐賀市大和町松梅地区、富士町、三瀬村にお住まいの方

<対象者>

歩行補助具の使用が必要であり、公共交通機関の利用が困難かつ家族等の送迎が望めない次のいずれかの方

- ・身体障害者手帳をお持ちの方
- ・歩行に不安を抱える高齢者で要介護認定の要支援2以上に認定された方

●利用料

無料

●問い合わせ先

佐賀市社会福祉協議会 地域支援課 TEL36-9616

上記は佐賀市社会福祉協議会が実施しているサービスの一部です。他にも色々なサービスがありますのでお問い合わせください。

●問い合わせ先

佐賀市社会福祉協議会 (64ページをご覧ください)

有料老人ホーム

入浴、排泄もしくは食事の介護、食事の提供、その他日常生活上必要な便宜を提供する施設です。

施設の類型としては、健康型、住宅型、介護付きの三種類があります。

上記以外に、「サービス付き高齢者向け住宅」のうち、有料老人ホームに該当する施設もあります。

●サービスの内容

- ・ 食事の提供、その他日常生活上必要なお世話をします。
- ・ **健康型**：介護が必要となった場合、契約を解除し、退去しなければなりません。
- ・ **住宅型**：介護が必要となった場合、訪問介護等の外部の介護保険サービスを利用しながら当該施設の居室での生活を継続することが可能です。
- ・ **介護付き**：介護が必要となった場合でも当該施設が提供する特定施設入居者生活介護を利用しながら当該施設の居室での生活を継続することが可能です。
- ・ **サービス付き高齢者向け住宅（サ高住）**：主に介護を必要としない自立した高齢者が様々な生活支援サービスを受けて居住する施設です。

●サービスを利用できる方

入居時の年齢は、「65歳以上」とする施設が多いようですが、各施設によって異なります。施設へ直接お問い合わせください。

●利用料

施設によって異なります。施設へ直接お問い合わせください。

●問い合わせ先

各施設に直接お申し込みください。

52～54ページ「有料老人ホーム」をご覧ください。



軽費老人ホーム

食事、入浴及びその他の日常生活上必要な便宜を提供することにより、高齢者が安心して生き生きと明るく生活できるようにすることを旨とする施設です。

※平成20年6月1日から、従来あったA型・B型・ケアハウスの3つの類型がケアハウスの基準に統一されました。A型、B型の施設は建替までの「経過的軽費老人ホーム」とされています。

A型

●サービスを利用できる方

- ①60歳以上（夫婦で入居する場合はどちらかが60歳以上）の方
 - ②家庭環境や住宅事情などにより、自宅での生活が困難な方
 - ③所得等の額が利用料の2倍程度の額以下の方
- ①～③に該当する方

●利用料

入居者本人の収入に応じて費用負担があります。
施設へ直接お問い合わせください。

●利用方法

各施設に直接お申し込みください。
55ページ「軽費老人ホーム」をご覧ください。

ケアハウス

●サービスを利用できる方

- ①60歳以上の方（夫婦で入居する場合はどちらかが60歳以上）で日常生活が自立してできる方
 - ②高齢などのため独立して生活するには不安がある方で、家族による援助を受けることが困難な方
- ①または②に該当する方

●利用料

入居者本人の収入に応じて費用負担があります。
施設へ直接お問い合わせください。

●利用方法

各施設に直接お申し込みください。
55ページ「ケアハウス」をご覧ください。

生活支援ハウス

高齢者が安心して快適な生活ができるよう日常生活の援助、各種相談及び助言を行うとともに緊急時の対応を行います。

●入居できる方

- ①60歳以上の単身者、高齢者夫婦のみの世帯
- ②自炊が可能な程度の健康状態にあること
- ③高齢等のため独立して生活することに不安のある方
- ④家族による援助が困難な方
- ⑤市内に住所があること

→①～⑤に該当する方 ※入居については、市の決定に基づいて行われます。

●利用料

入居者本人の収入に応じて費用負担があります（月額0円～5万円）。

※食費・光熱費などは自己負担となります。 ※退去時は、清掃費用が別途かかります。

●市内の住宅

生活支援ハウスなごみ 富士町大字小副川562番地（1K）

●問い合わせ先

高齢福祉課（長寿推進係）

養護老人ホーム

家庭環境などの事情によって自宅での生活が困難な方が入所できる施設です。入所者の食事、入浴などの日常生活のお世話をするとともに、自立した日常生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導、及び訓練等を行います。

●入居できる方

- ①おおむね65歳以上の方で、日常生活はおおむね自立しているが、環境上の理由により自宅において生活することが困難な方
- ②生活保護世帯、または生計中心者が市民税の所得割が課されていない世帯。生活が困窮している方

→①②に該当する方

※入所については、審査会に諮り、福祉事務所による措置の決定に基づいて行われます。

●利用料

入居者本人の収入に応じて費用負担があります。

また、扶養義務者についても住民税・所得税額に応じて費用負担があります。

●県内の施設

54ページ「養護老人ホーム」をご覧ください。

●問い合わせ先

高齢福祉課（長寿推進係）

介護保険サービスの利用

介護保険の申請から認定まで

介護保険のサービスを利用するには、「要介護（要支援）認定」の申請手続きが必要です。

65歳以上の方 (第1号被保険者)

介護や支援が必要な状態になられた場合申請できます。

●申請に必要なもの

- ①介護保険（要介護・要支援）認定申請書（申請窓口にあります）
- ②介護保険被保険者証*1
- ③医療保険資格情報の確認資料*2
- ④マイナンバーカード（通知カードの場合は、本人確認できる書類：運転免許証・パスポートなど）*3

40～64歳の方 (第2号被保険者)

特定疾病*4により、介護や支援が必要な状態になられた場合申請できます。

●申請に必要なもの

- ①介護保険（要介護・要支援）認定申請書（申請窓口にあります）
- ②医療保険資格情報の確認資料*2
- ③マイナンバーカード（通知カードの場合は、本人確認できる書類：運転免許証・パスポートなど）*3

●申請の窓口

- ・佐賀中部広域連合
- ・佐賀市役所高齢福祉課窓口

●本人・家族、成年後見人など以外に、以下の事業者等に申請を代行してもらうこともできます。

- ・居宅介護支援事業者（57～59ページ）
- ・介護保険施設（60～61ページ）
- ・おたっしや本舗（地域包括支援センター）（56ページ）

など

佐賀中部広域連合による 要介護・要支援認定

認定調査 主治医意見書

一次判定 (コンピュータ判定)

訪問調査及び主治医意見書の内容を分析し、全国一律の基準を用いて判定されます。

二次判定 (介護認定審査会)

保健・医療・福祉の専門家によって審査が行われます。

一次判定の結果、認定調査の特記事項及び主治医意見書をもとに、介護の手間に係る審査が行われます。

*1 65歳になる月に送付されます。

*2 医療保険者が発行する「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」

*3 家族等による申請の場合は、その方の本人確認ができる書類も必要です。

*4 ●がん（医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限り）●関節リウマチ●筋萎縮性側索硬化症●後縦靭帯骨化症●骨折を伴う骨粗鬆症●初老期における認知症●進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病●脊髄小脳変性症●脊柱管狭窄症●早老症●多系統萎縮症●糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症●脳血管疾患●閉塞性動脈硬化症●慢性閉塞性肺疾患●両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

介護保険の認定からサービス開始まで

介護保険のサービス等を利用するには、『サービス利用のための計画書（サービス計画）』の作成が必要です。利用者の方の自己負担はありません。

自立（非該当）

介護保険のサービスは受けられませんが、佐賀市の福祉サービスや一般介護予防事業等が受けられる場合があります。

佐賀市の福祉サービスや介護予防事業を利用したい。

→相談先：おたっしゅ本舗（56ページ）

- ①「おたっしゅ本舗」の担当者が、ご本人の状況を把握します。
- ② 佐賀市高齢福祉課に福祉サービス等の利用を申請します。
- ③ 利用のための計画書を作成します。

要支援1・2

介護保険の介護予防サービス、介護予防・生活支援サービスが受けられます。

在宅で介護予防サービス等を利用したい。

→相談先：おたっしゅ本舗（56ページ）

- ①契約により、『おたっしゅ本舗』の担当者がご本人の状況を把握します。
- ②佐賀中部広域連合にサービス計画の作成を届け出ます。
- ③担当者（ケアマネジャー）が、ご本人・家族・サービス事業者と話し合い、サービス利用のための計画書を作成します。
- ④利用するサービス事業者と契約します。

要介護1～5

介護保険の介護サービスが受けられます。

在宅で介護サービス等を利用したい。→相談先：居宅介護支援事業者（57～59ページ）

- ①契約により、『居宅介護支援事業者』のケアマネジャーがご本人の状況を把握します。
- ②佐賀中部広域連合にサービス計画の作成を届け出ます。
- ③担当者（ケアマネジャー）が、ご本人・家族・サービス事業者と話し合い、サービス利用のための計画書を作成します。
- ④利用するサービス事業者と契約します。

施設サービスを利用したい。→相談先：『介護保険施設』（60～61ページ）

- ①契約により、『介護保険施設』の担当者がご本人の状況を把握します。
- ②担当者（ケアマネジャー）が、ご本人に合ったサービス利用のための計画書を作成します。

介護保険サービスの一覧

在宅で利用できる介護サービス

自宅を訪問してもらうサービス	要支援		要介護				
	1	2	1	2	3	4	5
介護予防訪問介護相当サービス	○	○					
生活援助型訪問サービス	○	○					
訪問介護（ホームヘルプ）			○	○	○	○	○
介護予防訪問入浴介護	○	○					
訪問入浴介護			○	○	○	○	○
介護予防訪問リハビリテーション	○	○					
訪問リハビリテーション			○	○	○	○	○
介護予防居宅療養管理指導	○	○					
居宅療養管理指導			○	○	○	○	○
介護予防訪問看護	○	○					
訪問看護			○	○	○	○	○
夜間対応型訪問介護			○	○	○	○	○
定期巡回・随時対応型訪問介護看護			○	○	○	○	○

施設に通って利用するサービス	要支援		要介護				
	1	2	1	2	3	4	5
介護予防通所介護相当サービス	○	○					
運動型通所サービス	○	○					
通所介護（デイサービス）			○	○	○	○	○
地域密着型通所介護			○	○	○	○	○
介護予防通所リハビリテーション	○	○					
通所リハビリテーション（デイケア）			○	○	○	○	○
介護予防認知症対応型通所介護	○	○					
認知症対応型通所介護			○	○	○	○	○

施設に短期間泊まるサービス	要支援		要介護				
	1	2	1	2	3	4	5
介護予防短期入所生活介護	○	○					
短期入所生活介護（ショートステイ）			○	○	○	○	○
介護予防短期入所療養介護	○	○					
短期入所療養介護（医療型ショートステイ）			○	○	○	○	○

多機能なサービス	要支援		要介護				
	1	2	1	2	3	4	5
介護予防小規模多機能型居宅介護	○	○					
小規模多機能型居宅介護			○	○	○	○	○
看護小規模多機能型居宅介護 (複合型サービス)			○	○	○	○	○

生活環境を整えるサービス	要支援		要介護				
	1	2	1	2	3	4	5
介護予防福祉用具貸与	○	○					
福祉用具貸与			○	○	○	○	○
特定介護予防福祉用具販売	○	○					
特定福祉用具販売			○	○	○	○	○
介護予防住宅改修費支給	○	○					
住宅改修費支給			○	○	○	○	○

施設に入所して受けるサービス

施設に通って利用するサービス	要支援		要介護				
	1	2	1	2	3	4	5
介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)					○	○	○
介護老人保健施設			○	○	○	○	○
介護医療院			○	○	○	○	○
介護予防認知症対応型共同生活介護		○					
認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)			○	○	○	○	○
介護予防特定施設入居者生活介護	○	○					
特定施設入居者生活介護			○	○	○	○	○
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護					○	○	○
地域密着型特定施設入居者生活介護			○	○	○	○	○

※介護保険サービスを受けるためには、サービスごとに条件があります。サービスの内容や条件等、詳細は佐賀中部広域連合の「介護保険べんり帳」をご覧ください。

社会福祉法人等による利用者負担軽減制度

Q. 介護サービスを受けたいのですが、収入が少ないのでサービスを利用するかどうか、悩んでいます。

A. 低所得で生計が困難である方が社会福祉法人のサービスを利用する場合に、負担が軽減される「社会福祉法人等利用者負担軽減制度」があります。

●対象者

市町村民税非課税世帯で、次の要件の全てを満たし、生計が困難であると認められる方及び生活保護を受給されている方

- ・年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること。
- ・預貯金等の額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること。
- ・日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと。
- ・負担能力のある親族等に扶養されていないこと。
- ・介護保険料を滞納していないこと。

●軽減の対象となるサービス

- 訪問介護 ○通所介護 ○短期入所生活介護（介護予防を含む）
 - 夜間対応型訪問介護 ○地域密着型通所介護
 - 認知症対応型通所介護（介護予防を含む） ○定期巡回・随時対応型訪問介護看護
 - 小規模多機能型居宅介護（介護予防を含む） ○複合型サービス
 - 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
 - 介護福祉施設サービス（特別養護老人ホーム）
 - 第1号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業（※注）
 - 等1号通所事業のうち介護予防通所介護に相当する事業（※注）
- （注）自己負担割合が保険給付と同等のものに限ります。

●対象費用、軽減の割合

対象となるサービスに係る利用者負担額、食費及び居住費 等

※生活保護受給者は、個室の居住費等に係る利用者負担額のみ

※制度の対象であっても軽減の対象とならない場合もあります。お問い合わせください。

●対象費用、軽減の割合

利用者負担額の原則4分の1（老齢福祉年金受給者は2分の1）

※生活保護受給者は、利用者負担額の全額

●社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認申請について

軽減を受けようとするときは、申請が必要です。

申請方法の詳細についてはお問い合わせください。

●問い合わせ

サービスを受けようとする社会福祉法人
高齢福祉課（長寿推進係）